

## ONECARD 特約

本特約は、BRANCHILD HK LTD（以下、「当社」といいます。）、33 Financial Services Limited（以下、「33 Finance」といいます。）及び Cash Square Limited（以下、「Cash Square」といいます。）とが提携して、当社が発行する 33 ファイナンス提携ブランドマスターカードパーソナルプリペイドカード「ONECARD」（以下、「本カード」といいます。）について、33 Finance の定めるプリペイドカード利用規約の特約を規定したものです。本カードの申込者及び利用者は、本特約の内容を理解したうえで、本特約が適用されることに合意します。

### 第 1 条（定義）

- 1 「ONECARD」とは、当社が発行するカードであって、あらかじめビットコイン（以下、「BTC」といいます。）により入金を行ったうえで、この BTC を使用して香港ドル（以下、「HKD」といいます。）を入金することにより、MasterCard での決済が可能な店舗又は ATM 機で取引代金の決済又は現金引出しができるプリペイドカードをいいます。
- 2 「申込者」とは、本カードの発行を希望され、当社所定の発行申込手続をされた方をいいます。
- 3 「利用者」とは、当社が本カードを発行し、その利用を認めた方をいいます。
- 4 「カード残高」とは、本カードに入金され、未利用の状態にある BTC 建て及び HKD 建ての金額をいいます。
- 5 「払戻し」とは、本カードのカード残高に相当する金額を払い戻すことをいいます。
- 6 「商品等」とは、本カードを店舗で利用した場合の購入目的である商品又は提供されるサービスの総称をいいます。
- 7 「カード情報」とは、本カードのカード番号、PIN コード等をいいます。
- 8 「カードサービス」とは、本カードに関連して当社が直接又は当社の提携先ないし委託先企業を通じて提供するサービスをいいます。

### 第 2 条（発行）

- 1 申込者は、本特約、33 Finance の定めるプリペイドカード利用規約、当社、33 Finance 及び Cash Square のそれぞれ定めるプライバシーポリシーその他本カードに関連する規約（以下、「本規約等」といいます。）の内容を承認のうえ、当社、33 Finance 及び Cash Square に本カードの申込みを行うものとします。
- 2 当社は、18 歳以上であり、かつ、MasterCard が定めた国・地域に居住する申込者であって当社、33 Finance 及び Cash Square が所定の審査のうえ本カードの利用を認めたものに対して、所定の手続を経たうえで本カードを発行するものとします。利用者と当社、33 Finance 及び Cash Square との間の本規約等に基づく契約は、当社、33 Finance 及び Cash Square が本カードの利用を認めたときに成立するものとします。
- 3 申込者は、本カードの申込にあたり、本人確認書類として当社が定めた証明書又は書類を当社に対して提出するものとします。
- 4 本カードの発行手数料は、300 米国ドル（以下、「USD」といいます。）とし、利用者は、当社に対し、250USD 分の BTC 及び 50USD 分の仮想通貨 XCR を支払うものとします。交換レートは、実勢相場に基づき当社が定めたものを適用するものとします。
- 5 利用者は、本カードを受け取った後、直ちにカード裏面に署名するものとします。
- 6 利用者は、当社所定の枚数を上限として、本カードを保有することができます。
- 7 当社ホームページを通じた ONECARD の申込みの撤回・解除はできないものとします。

### 第3条（有効化手続）

利用者は、本カードを受け取った後、ONECARD の WEB サイト（以下、「本サイト」といいます。）において、当社所定のカードの有効化を行うものとします。利用者は、この手続が行われない場合、本カードを利用できません。

### 第4条（入金）

- 1 利用者は、次の方法により、本カードに入金を行うものとします。
  - (1) 本サイトにログインします。
  - (2) ONECARD のウォレットに BTC を送金して、これを入金します。

(3) 入金した BTC のうち、これを使用して HKD を入金する金額を指定します。

(4) 利用者は、(3) の HKD を Cash Square から借り入れるものとします。Cash Square は、借入金たる当該 HKD を 33 Finance に引き渡すものとし、33 Finance は当該 HKD を本カードに入金するものとします。利用者と Cash Square との間の当該消費貸借契約の条件は次のとおりとします。

a 弁済期：Cash Square が 33 Finance に借入金たる HKD を引き渡した後直ちに

b 利息：年 0 %

c 担保：利用者は、(3) の BTC のうち、借入金たる HKD に相当する数量の BTC を、当該貸金債務の担保として Cash Square に譲渡するものとします。弁済期経過後、利用者に通知することなく当然に、当該 BTC は Cash Square に確定的に帰属するものとします。結果、当該貸金債務は消滅するものとします。なお、交換レートは、実勢相場に基づき当社が定めたものを適用するものとします。

d 事務手数料：借入金たる HDK の●%に相当する数量の BTC。なお、交換レートは、実勢相場に基づき当社が定めたものを適用するものとし、BTC に係るカード残高から直ちに控除されるものとします。

2 利用者が、BTC の誤送金その他利用者の責に帰すべき事由により、BTC 又は HKD の本カードへの入金を行えなかった場合、これにより利用者に生じた損害又は損失について、当社は一切責任を負いません。

3 本カードへの BTC 入金額及び HKD 入金額並びにカード残高に対して利息は付与されません。

4 利用者は、現金、銀行振込、Faster Payment System により本カードへ HKD を入金することはできません。

## 第 5 条 (本カードの利用)

1 利用者は、HKD に係るカード残高の範囲内で、MasterCard での決済・利用が可能な店舗又は ATM 機において、以下の方法により本カードを利用できるものとします。

(1) 店舗において本カードを提示し、利用者が本カードの裏面に署名したのと同じ署名でレシートその他の書面にサインを行う方法その他の当社所定の方法による手続きを行うことによる当該店舗における取引代金の決済。

- (2) ATM機において利用者が PIN コードを入力することにより行う、現金の引き出し。
- 2 利用者が前項(1)及び(2)の方法により本カードを利用した場合、取引代金又は現金引出しの金額及び関連する手数料は、当該利用者の HKD に係るカード残高から即座に差し引かれます。
  - 3 利用者は、ONECARD の WEB サイトにログインし、カード残高を確認することができます。残高の反映には通信状態によって時間がかかる場合があります。
  - 4 ガソリンスタンド、クルーズ、レンタカー、ホテル等の店舗において、本カードが支払保証に使用されることがあり、店舗の請求書に応じた金額が保留され、HKD に係るカード残高が一時的に使用できなくなることがあります。また、本カードは定期的に請求される取引には対応しておりません。

#### 第6条 (入金及び利用対象者)

- 1 本カードの利用は、カード名義人である利用者ご本人のみに限るものとし、利用者は、ONECARD のウォレットへの BTC の入金、本カード及びカード情報を第三者へ貸与、預託若しくは譲渡又は質入その他の担保に供すること(以下、総称して「本人外利用」といいます。)はできないものとし、また、カード情報を利用者以外に使用させたり提供したりすることもできません。カード情報の預託は、利用者が行うものであり、その責任は利用者の負担とします。
- 2 利用者が前項に違反した場合、当社は当該利用者にかかる本カードの利用を認めないものとし、
- 3 利用者は、本人外利用による責を負うものとし、

#### 第7条 (手数料及び為替レート等)

- 1 利用者は、本カードの利用に関し、33 Finance に対して次の手数料を支払うものとし、33 Finance は、利用者に対して所定の方法(33 Finance のウェブサイトにおいて定めます。)により手数料額を通知します。

(1) HKD 以外の通貨で行われる取引(以下、「外貨取引」といいます。)に係る手数料

(2) 香港外で発生する取引（オンライン取引を含みます。以下、「海外取引」といいます。）に係る手数料

(3) ATM 現金引出し手数料

(4) 少額取引手数料

(5) 詳細な取引記録の開示手数料

(6) 取引の検証・証明取得手数料

(7) HKD に係るカード残高照会手数料 (Mastercard ATM ネットワーク)

(8) 月間カード管理手数料

(9) 有効期限切れ後の月間カード管理手数料

(10) 前号のほか 33 Finance が定めた手数料

2 利用者が、前項の手数料を支払う場合、当該手数料に相当する金額は、当該利用者の HKD に係るカード残高から即座に差し引かれます

3 外貨取引については、通貨の変換の日において Mastercard International (マスターカードプリペイドカード用) が採用する為替レートを参照して決定された為替レートで HKD に変換されます。外貨取引及び海外取引については、別途、第1項(1)(2)の手数料が発生します。また、取引日と通貨の変換の日との為替レートの変動に対応するため、取引金額の5%相当額が取引日に保留されます。超過額がある場合は、取引が決済された後に本カードに返還されます。

## 第8条 (利用可能額)

当社は、本カードに、当社が定めた次の各号の利用可能額（以下、総称して「利用可能額」といいます。）を設定します。

(1) ONECARD のウォレットへの BTC の最小送金・入金額 0.01BTC

(2) 本カードへの HKD の最小入金額 0.01BTC 相当額の HKD。なお、交換レートは、実勢相場に基づき当社が定めたものを適用するものとします。

(3) 店舗での利用可能額 1か月 150万円まで及び1日 150万円まで

(4) ATM 機からの引出し可能額 1か月 100万円まで

(5) 前各号のほか当社又は 33 Finance が定めた利用可能額

#### 第9条（責任限度額）

本特約に別段の定めがある場合を除き、当社の利用者に対する責任限度額は、その時々における BTC に係るカード残高相当額とします。当社の利用者に対する責任限度額は BTC 建てとします。

#### 第10条（PIN コード）

- 1 利用者は、PIN コードを記入したメモ等を本カードと一緒に保存する等、PIN コードを第三者が容易に知り得る状態にしてはならないものとします。当社、33 Finance、Cash Square のスタッフを含む第三者に対し、決して PIN コードを開示しないでください。
- 2 PIN コードに関する問合せについては、本カードの利用者本人が行うものとします。
- 3 利用者が PIN コードを第三者に知らせ又は知られたことから生じた損害は、利用者の負担とします。
- 4 利用者は、本カードを有効化した後、速やかに PIN コードを変更するものとします。また、PIN コードを定期的に変更することを強くお勧めします。

#### 第11条（盗難・紛失・不正利用等への対応）

- 1 本カード又はカード情報の紛失又は盗難があった場合、利用者は、当社、33 Finance 及び Cash Square が紛失及び盗難の報告を受け取る前に発生した本カードに関する全ての取引（現金の引出し、各種手数料の支払いを含みます。）について、責任を負うものとします。
- 2 利用者は、本カード又はカード情報を紛失した場合、盗難に遭った場合、不正使用の可能性がある場合又は PIN コードその他の本カードに関する情報が第三者により取得されたことが疑われる場合は、直ちに当社まで連絡するものとします。
- 3 当社が本カード又はカード情報の盗難、紛失、第三者による不正使用の発生又はそのおそれがあると判断した場合及び当社がその他事由により本カードによるサービスの提供が不適當であると判断した場合、当社は、本カードの利用を停止する場合があります。

- 4 当社は、利用者に対し、本カード又はカード情報の紛失、盗難又は不正使用について書面による詳細の報告を求めることがあります。この場合、利用者は当該求めに協力するものとします。

## 第 12 条（再発行）

- 1 本カードの破損、汚損、磁気不良、紛失、PIN コードの失念その他の事由により本カードの利用に支障を生じる場合であって、利用者が当社に申し出のうえ、本カードの有効期限経過前に当社に返送することその他の当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めたときは、当社は、利用者に対して本カードを再発行します。当該支障の原因が利用者起因すると当社が判断した場合、当社所定の再発行手数料を申し受けます。当社は、再発行手数料をカード残高から差し引くことができるものとします。
- 2 利用者が PIN コードを失念した場合、PIN コードは再発行されません。利用者は、本カードの再発行手続きを行うものとします。
- 3 利用者は、第 1 項の規定に基づく再発行手続きの完了後に旧カードを利用することはできません。
- 4 当社は、第 1 項の規定に基づく本カードの再発行のために、利用者に対し本人確認書類の提示等を求めることができるものとします。
- 5 再発行されたカードのカード残高は、当社に記録されている旧カードのカード残高から各種手続きを差し引いた金額とします。
- 6 同一の利用者からの複数回の申し出がなされる等、当社が適当と認めない場合、当社は再発行を認めないことがあります。

## 第 13 条（有効期限等）

- 1 本カードの有効期限は、本カードの有効化を完了した日から 24 か月間とします。
- 2 有効期限が終了した本カードはご利用いただけません。有効期限終了後も本カードのご利用を希望される場合、再度本カードの入会申込みが必要となります。

## 第 14 条（払戻し）

本カードの有効期限の前後を問わず、利用者は、本カードに入金された BTC 及び HKD の払戻しをすることができません。本カードの利用停止、取扱停止若しくは利用資格を喪失する措置、本カードの利用の一時的な制限及び本カードに係るサービスの運営の終了の場合も同様です。

#### 第 15 条（利用停止及び資格喪失）

1 当社は、利用者が次のいずれかに該当した場合、利用者に対して事前の通知、催告又は理由説明なしに、本カードの利用停止若しくは取扱停止又は利用資格を喪失する措置（以下「本カードの利用停止等」といいます。）をとることができるものとします。

（1）本規約等に違反した場合

（2）当社に虚偽の情報を登録、届出若しくは申告した場合、又は重要な情報について誤って登録若しくは申告した場合

（3）過去に本カードの利用停止等を受けていること、又はその他不正行為を行っていたことが判明した場合

（4）当社又は当社の役職員に対する暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があった場合（第三者にこのような行為を行わせた場合も含まれます。）

（5）利用状況等に照らして、利用者として不相当であると当社が判断した場合

（6）本カードの複製、偽造、変造、印刷若しくは改ざん（第三者がこれらの行為を行うことに協力する場合も含まれます。以下、総称して「不正改ざん等」といいます。）を行っていること、又は本カードが不正改ざん等を施されたものであることを知りながら、若しくはその疑いがあるにもかかわらず、本カードを利用していることが判明した場合

（7）本カードに記載されている情報を第三者に開示若しくは公開、又はインターネット上にアップロードしていること（PIN コードを第三者に開示することを含みます。）が判明した場合

（8）他の利用者になりすますこと、詐欺等の犯罪行為を行っていることが判明した場合



- (9) 次条の暴力団員等若しくは同条各号のいずれかに該当していることが判明したとき、  
又は、当社が、同条に定める報告を求めたにもかかわらず、利用者から合理的な期間内に報告書が提出されない場合
- (10) 各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をしていることが判明した場合
- (11) 前各号のほか当社が不相当と認めた場合
- 2 前項に該当し、本カードの利用停止等により利用者に生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。

#### 第 16 条（反社会的勢力排除に関する同意）

利用者は、利用者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。なお、当社は、利用者が暴力団員等、又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、本カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、利用者は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

- (1) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

#### 第 17 条（カード利用制限等）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対して事前に通知することなく、本カードの利用を一時的に制限する場合があります。
- (1) 本カードの利用にかかる機器又はネットワークの保守、障害対応その他の技術上の理由により本カードの利用を一時的に中断することが必要な場合

(2) 本カードのサービス変更又は機能拡張を行う場合

(3) 前各号のほか当社が本カードの利用を停止又は中断する必要があると認める場合

2 当社は、いつでも、30日前までに利用者に通知することにより、本カードに係るサービスの運営を終了することができるものとします。

#### 第 18 条 (免責)

1 法令又は本特約に別段の定めがある場合を除き、本カードに関連して利用者が被った損害について、当該損害が当社の故意又は重過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。

2 ATM 機の異常による引出し不備又は店舗での本カード利用の際に用いる各種端末の異常による決済不備に起因する問題について、当社は一切の責任を負わないものとします。

3 本カードの決済により店舗で購入した商品等に生じた問題について、利用者は、当該店舗等との間で問題の解決をはかるものとし、当該問題について、当社は一切の責任を負わないものとします。

4 前三項の規定は、本カードに関する業務の提携先企業である 33 Finance 及び Cash Square の責任に準用するものとします。この場合、33 Finance 及び Cash Square は、それぞれ、民法第 537 条第 1 項に定める第三者に当たるものとします。

#### 第 19 条 (権利譲渡)

当社は、本特約に基づく当社の権利及び義務の一部又は全部を第三者（法人を含みません。）に対し、譲渡することができるものとします。この場合、当社は、当該第三者に対し、本特約に定められた利用者に対する義務を継続して負担させるものとします。

#### 第 20 条 (届出事項の変更)

1 利用者が当社に届け出た事項に変更があった場合、利用者は、すみやかに当社に対し変更の手続を行うものとします。利用者がこの手続を行わなかったために、送付物（電子メールその他の電磁的方法による案内・連絡を含みます。以下同じ。）が利用者に到着しなかった場合、通常どおりに当該送付物が到着したものとみなします。

2 利用者が届け出た宛先に当社が送付物を送付したにもかかわらず、天変地異、郵便事業者又は電気通信事業者の提供する役務の不具合、その他不可抗力等により、送付物が利用者に到着しなかった場合、通常どおりに当該送付物が到着したものとみなします。

#### 第 21 条（本特約の変更）

当社が本特約の一部又は全てを変更する場合は、ホームページでの告知その他当社所定の方法により利用者にもその内容をお知らせします。お知らせ後に本特約に基づく取引があった場合又はお知らせ後 30 日の経過をもって、内容を承認いただいたものとみなします。

#### 第 22 条（準拠法）

本特約の準拠法は日本法とします。

#### 第 23 条（裁判管轄）

本規約等に基づく取引に関して、申込者又は利用者と当社との間に紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。